グループホームわらべ　ご利用案内(2025 年 4 月 1 日現在)

利用料金

介護保険個人負担分は１割ですが、６５歳以上の第一号被保険者のうち一定以上の所得のある方は２割負担または３割負担となります。ただし、基本料金、その他費用、介護保険の給付の限度額を超えた部分にかかるサービス、または保険対象外のサービスについては全額自己負担になります。

（基本料金＋加算料金）×１/１０　＝　ご利用者負担額
（基本料金＋加算料金）×２/１０　＝　ご利用者負担額
（基本料金＋加算料金）×３/１０　＝　ご利用者負担額

【介護保険基本料金】

	利用料金（１日）	利用者負担額		
		(左の１割)	(左の２割)	(左の３割)
要支援２	７，４９０円	７４９円	１，４９８円	２，２４７円
要介護１	７，５３０円	７５３円	１，５０６円	２，２５９円
要介護２	７，８８０円	７８８円	１，５７６円	２，３６４円
要介護３	８，１２０円	８１２円	１，６２４円	２，４３６円
要介護４	８，２８０円	８２８円	１，６５６円	２，４８４円
要介護５	８，４５０円	８４５円	１，６９０円	２，５３５円

【(介護予防) 短期利用認知症対応型共同生活介護（Ⅱ）・基本料金】

	利用料金（1 日）	利用者負担額		
		(左の１割)	(左の２割)	(左の３割)
要支援２	７，７６０円	７７６円	１，５５２円	２，３１９円
要介護１	７，８００円	７８０円	１，５６０円	２，３４０円
要介護２	８，１６０円	８１６円	１，６３２円	２，４４８円
要介護３	８，４００円	８４０円	１，６８０円	２，５２０円
要介護４	８，５７０円	８５７円	１，７１４円	２，５７１円
要介護５	８，７３０円	８７３円	１，７４６円	２，６１９円

※各共同生活住居の定員の範囲内で、空いている居室や短期利用者専用の居室等を利用し、短期間の共同生活介護サービスを提供します。このサービスについては、地域における認知症ケアの拠点として様々な機能を促進する観点から、短期利用認知症共同生活介護について、ご利用者の状況や身元保証人等の事情により介護支援専門員が緊急に利用の必要性を認めた場合など一定の条件下において、７日以内を原則とし（利用者家族の疾病等やむを得ない事情がある場合には１４日以内）定員を超えて受け入れができます。空床利用においては３０日間以内の利用期間を定めます。

【介護保険加算料金】

	利用料金	利用者負担額		
		(左の１割)	(左の２割)	(左の３割)
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	６０円	６円	１２円	１８円
医療連携体制加算Ⅰハ（要介護のみ算定）	３７０円	３７円	７４円	１１１円
認知症専門ケア加算（Ⅰ）	３０円	３円	６円	９円
※初期加算	３００円	３０円	６０円	９０円
※入院時費用	２，４６０円	２４６円	４９２円	７３８円
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	基本料金及び各種加算より算定した単位数(利用者負担額)に１０００分の１７８に相当する金額（区分支給限度基準額の算定対象外）			

※「初期加算」は、入居された日から起算して３０日目までの加算です。また、３０日を超える病院又は診療所への入院後、再入居した場合も算定されます。

※「入院時費用」は、入院後３か月以内に退院が見込まれるご利用者について、退院後の再入居の受け入れ体制を整えている場合に、ひと月に６日を限度として算定できる加算です。

【その他の費用】

家賃	８００円 / 日
水道光熱費	４００円 / 日
食費	１，２００円 / 日
その他共通経費	３５０円 / 日
理美容代	実費
おむつ代	実費
特別食費	ご利用者のご希望により特別な食事を提供した場合の費用です。
その他	上記以外のものについてはご相談に応じます。また建物・備品などに損害を与えた場合、原状回復又は損害を賠償していただきます。